平成２７年（フ）第５７号
大阪府岸和田市土生町２丁目７番32―102号
債務者　岩出　　崇
1　決定年月日時　平成27年３月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月30日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第６２号
大阪府和泉市小田町２丁目19番35号
債務者　岡崎　康臣
1　決定年月日時　平成27年３月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月30日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第６３号
大阪府泉南市信達大苗代62番地泉南一丘団地48棟102号
債務者　相星　孝一
1　決定年月日時　平成27年３月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月30日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第６９号
大阪府岸和田市池尻町261番地サンメイト杉本Ｂ―206号
債務者　田端　晋也
1　決定年月日時　平成27年３月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月30日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第７０号
大阪府岸和田市池尻町261番地サンメイト杉本Ｂ―206号
債務者　田端　亜土
1　決定年月日時　平成27年３月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月30日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第７８号
大阪府貝塚市石才610番地５マンスリーレオパレス雅203号、前住所大阪府貝塚市窪田126番地４シャルマンフジ二色の浜502号
債務者　出口　　悟
1　決定年月日時　平成27年３月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月30日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第３号
大分県日田市大字石井631番地９　森の棲家
債務者　庄山　洋三
1　決定年月日時　平成27年３月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月30日まで
大分地方裁判所日田支部

平成２７年（フ）第２５号
北海道伊達市西浜町82番地145、前住所北海道伊達市山下町161番地　クロスビル２階
債務者　松村　貞子（旧姓尾上）
1　決定年月日時　平成27年３月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月１日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２７年（フ）第２２号
北海道河東郡音更町木野大通東17丁目２番地ＹＥレジデンスＢ棟２号室
債務者　片岡　良太
1　決定年月日時　平成27年３月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月１日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２７年（フ）第２９号
北海道帯広市緑ケ丘２条通１丁目３番地７、住民票上の住所北海道中川郡幕別町札内春日町294番地の148
債務者　中正　武志
1　決定年月日時　平成27年３月６日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月１日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２７年（フ）第７１号
盛岡市永井23地割34番地29
債務者　工藤　　猛
1　決定年月日時　平成27年３月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月１日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２６年（フ）第１９４号
茨城県土浦市中神立町19番地６　セレブリティ神立105
債務者　神樂所信夫
1　決定年月日時　平成27年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月１日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２７年（フ）第２２号
茨城県つくば市観音台１丁目29番地１　パークアベニューＡ棟203号
債務者　今泉　　淳
1　決定年月日時　平成27年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月１日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２７年（フ）第１８号
福岡県久留米市本町１番地25
債務者　村田　丈治
1　決定年月日時　平成27年３月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月１日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２７年（フ）第２５号
福岡県大牟田市大字橘1082番地３　ピュアリー101号
債務者　園田　　力
1　決定年月日時　平成27年３月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月１日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２７年（フ）第２５号
長崎県長崎市扇町11番６号　グループホーム住吉アスタマーニャ、旧住所長崎県長崎市中里町933番地１　戸次アパート１号
債務者　小道　正人
1　決定年月日時　平成27年３月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月１日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第３０号
長崎県西彼杵郡長与町まなび野２丁目34番地４
債務者　山鹿真由美
1　決定年月日時　平成27年３月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月１日まで
長崎地方裁判所民事部破産係